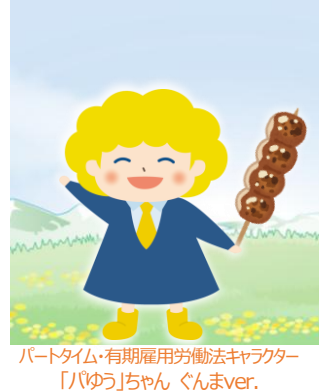




群馬労働局の取組 トピックス

1. キャリアアップ助成金
 2. 副業・兼業の促進（労働者の皆様へ）
 3. 副業・兼業の促進【企業（事業主、労務担当者）の皆様へ】
- 発信者 群馬労働局雇用環境・均等室



- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。（027-896-4739）

1. キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）のご案内

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を **3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に受給できる助成金です。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円（2.6万円）
4%以上5%未満の場合	5万円（3.3万円）
5%以上6%未満の場合	6.5万円（4.3万円）
6%以上の場合	7万円（4.6万円）

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要。
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能。
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり。
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算。



（キャリアアップ助成金）

2. 副業兼業の促進（労働者の皆様へ）

企業も労働者も安心して 副業・兼業に取り組むために

働く方の状況はさまざまですが、副業・兼業を行うことが、主体的なキャリア形成や自己実現につながることも考えられます。

一方、就業時間が長くなる可能性もあることから、長時間労働に起因して健康が阻害されることがないように、ご自身でも「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に留意した取組をお願いいたします。

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」のポイント

基本的な考え方

- 副業・兼業には、企業に雇用される形で行うものや、自ら起業して行うものなどさまざまな形態があります。
- ご自身が勤めている企業の副業・兼業に関するルールを確認の上、そのルールに照らして業務内容や就業時間等が適切な副業・兼業を選択するようにしてください。
- 副業・兼業先を選択する上では、ご自身のキャリアを念頭に、企業がホームページ等で公表している副業・兼業に関する情報なども参考にするようにしてください。

労働時間・健康確保

- 副業・兼業を行う場合、企業は、労働者からの申告等で把握した他社での労働時間と、自社での労働時間を通算して労働時間の管理を行います。
- 長時間労働によって健康を害したり、業務に支障が生じることがないように、ご自身でも各事業場における業務量（労働時間）や、自身の健康状態を管理し、それぞれの使用者に報告するようにしてください。



副業・兼業に取り組む上で わからないことがあったら…

たとえば、このような疑問はありませんか？



Q 副業を始めるときには
何に注意すればいいの？

まずは、お勤めの会社の就業規則などで副業のルールを確認しましょう。また、副業先にしたい会社などがあれば、ホームページなどで、その会社の副業に関する取組を確認しておきましょう。



Q 労働時間の報告って
具体的には
どうすればいいの？

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」では、労働時間管理に活用できる便利なアプリ（マルチジョブ健康管理ツール）を紹介しています。ぜひご覧ください。

副業・兼業の取組に役立つ各種資料があります！

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」など、副業・兼業の取組に役立つ資料を厚生労働省ホームページに掲載しています。ぜひご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>



副業 厚労省



副業・兼業の促進に関する ガイドライン	副業・兼業について、企業や労働者が現行の法令のもとでどのような事項に留意すべきかをまとめたガイドライン
副業・兼業の促進に関する ガイドラインQ&A	ガイドラインの内容を補足するQ&A
モデル就業規則	就業規則における副業・兼業の規定例
副業・兼業の促進に関する ガイドラインパンフレット	ガイドラインの解説や、副業・兼業に関するモデル就業規則の規定、各種様式例をまとめたパンフレット
マルチジョブ健康管理ツール	労働者が自ら本業と副業・兼業の労働時間や健康状態を管理できる、厚生労働省が開発したアプリ

ご不明な点やご質問など お問い合わせは
事業場の所在地を管轄する都道府県労働局や労働基準監督署まで
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

都道府県労働局



3. 副業兼業の促進【企業（事業主、労務担当者）の皆様へ】

企業も労働者も安心して 副業・兼業に取り組むために

多様な働き方への期待が高まっており、労働者の希望に応じて副業・兼業を行える環境を整備することが求められています。

長時間労働になり、労働者の健康が阻害されることがないように、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を踏まえた取組の実施をお願いいたします。

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」のポイント

基本的な考え方

- 労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であるとされていることから、原則、副業・兼業を認める方向で検討することが適当です。
※労務管理を適切に行うためには、届出制など副業・兼業の有無・内容を確認するための仕組みを設けておくことが望ましいです。
- 副業・兼業は、本業以外でのスキルや経験の獲得により、労働者の主体的なキャリア形成に資するものであることから、**各企業における副業・兼業の取組について公表することを推奨しています。**

労働時間の管理

- 労働者が雇用される形で副業・兼業を行う場合、原則として、自社と副業・兼業先の労働時間を通算して管理する必要があります。労働時間の通算は、**自社での労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社での労働時間とを通算することで行います。**
- 労働時間の通算にあたっては、自社で取り入れやすい方法を採用し、自社と副業・兼業先の労働時間を確実に通算するようにしましょう。

労働者の健康確保

- 副業・兼業を行っている労働者とコミュニケーションをとり、労働者の健康確保に必要な措置を講じましょう。
- 状況に応じて、時間外・休日労働の免除や抑制を行うことも考えられます。



副業・兼業に取り組む上で わからないことがあったら…

たとえば、このような疑問はありませんか？



Q 副業・兼業に関する
情報の公表って
どうすればいいの？

副業・兼業を許容しているか否か、また条件付許容の場合はその条件について、ホームページ等において公表することが望ましいです。詳しくは、「副業・兼業の促進に関するガイドライン Q & A」もご参照ください。



Q 管理モデルって何？
どうすれば使えるの？

管理モデルとは、労働時間の通算に用いることができる「簡便な労働時間管理の方法」のことです。詳しい解説や導入の手続は、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」や「管理モデル導入（通知）様式」をご参照ください。

副業・兼業の取組に役立つ各種資料があります！

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」など、副業・兼業の取組に役立つ資料を厚生労働省ホームページに掲載しています。ぜひご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>



副業 厚労省



副業・兼業の促進に関する ガイドライン	副業・兼業について、企業や労働者が現行の法令のもとでどのような事項に留意すべきかをまとめたガイドライン
副業・兼業の促進に関する ガイドライン Q & A	ガイドラインの内容を補足するQ&A
モデル就業規則	就業規則における副業・兼業の規定例
副業・兼業に関する 届出様式例	企業が、労働者が行う副業・兼業の内容を申告に基づき確認するにあたって参考となる様式例
管理モデル導入（通知） 様式例	副業・兼業に関する労働時間の取扱いを管理モデルによることとする場合に参考となる様式例
副業・兼業に関する 合意書様式例	副業・兼業に関する各種取扱いについて、企業と労働者で合意を取り交わす際に参考となる様式例
副業・兼業の促進に関する ガイドラインパンフレット	ガイドラインの解説や、副業・兼業に関するモデル就業規則の規定、各種様式例をまとめたパンフレット

ご不明な点やご質問など お問い合わせは
事業場の所在地を管轄する都道府県労働局や労働基準監督署まで

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

都道府県労働局



<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーは
HPを見てね！

